

事例から学ぶ

## 介護事業者の事故対応

## 認知症の利用者が施設の窓から転落、施設を疑う家族

－誰かが墜落させたに違いない！－

## ■ 3階の窓から転落

Mさん(男性75歳)は、要介護2の軽度認知症の介護付き有料老人ホームの入居者です。半年前に入所しその後隣の県に在住の娘さんは、一度も面会に来ていません。ある日(午後9時)退社しようとした職員が「ドスン」という音を聞いて駆け付けると、Hさんが建物周りの通路に血まみれで倒れていました。職員はすぐに救急車を要請して病院に搬送しましたが、Hさんは病院で亡くなりました。施設にやって来た警察が現場検証を行い、「3階の食堂の窓から転落したと思われる」と報告がありました。駆けつけてきた娘さんはひどく興奮し、「誰かが突き落としたのではないか？前にもそんな事件があった」と発言したため、警察官は娘さんからも事情聴取を行いました。その後の捜査で食堂の防犯カメラの映像に、Hさんが窓の転落防止板をすり抜けて落ちる場面が映っていたため、警察は自殺と断定しました。ところが、娘さんは納得せず「すり抜けられる窓にしておいた施設にも責任がある」と言い始め、拳句の果てに「父が自殺する訳が無い、酷い扱いを受けたのではないかと、介護記録を要求してきました。介護記録を渡しても娘さんの疑念は晴れそうになく、施設職員はみな沈み込んでしまいました。

## 防犯カメラの映像で疑いは晴れたが納得できない

## ■ 共用部分の防犯カメラのおかげで殺人の疑念は晴れた

以前、介護職員が高齢者施設の窓から利用者を突き落とした事件は、人々の印象に強く残っており、「誰かが突き落としたのではないか？」という娘さんの疑念も仕方のないことかもしれません。しかし、本事例では、食堂にカメラが設置されていて、転落事故の場面が全て録画されていたため、「誰かが突き落とした」という娘さんの疑念は晴れました。

もし録画が無ければ永遠に疑念は晴れることはなく、施設内の共用部分の防犯カメラの設置は、今後もっと重要性が増して広く普及すると考えられます。

## ■ 窓の転落防止措置

次に、娘さんの言う「窓の転落防止板が完全でなかった」という指摘はどのようなのでしょうか？病院や介護施設の窓からの転落事故の判例を見てみると、窓からの転落事故で施設の賠償責任ありと判断されるのは次のようなケースです。

- ①ガラス戸が全開にならないようにウィンドウロックが付いていない
- ②窓に転落防止のための板や柵が付いていない
- ③ベッドや椅子など上れるものが近くにあって容易に登れる

本事例の窓はウィンドウロックが設置されていて、2本の転落防止板の隙間は23cmでした。また、窓の近くに上がれるような台や椅子もなかったことから、前述の判例の基準に照らすと、この窓が高齢者施設としての、安全性を欠いているとは考えられないでしょう。

## ■ 「施設に酷い扱いを受けた」

ただ、娘さんの「施設に酷い扱いを受けた」という疑念は晴れそうもありません。介護記録では娘さんは納得してくれず、施設職員はみな憂鬱でした。こんな時に、主任が「娘さんはHさんの暮らしぶりを知らないから責任を感じてるのだらう」と考え、Hさんの暮らしぶりを思い出してみんなで書いてみることにしました。物静かなHさんでしたが、職員にお菓子の買い物を頼んで好きな煎餅を買ってきてもらったことなど、楽しい様子もたくさん思い出しました。その後、介護職員一同でHさんの暮らしのエピソードを綴り娘さんに送ると、娘さんから「みなさんのおかげで父が楽しく過ごしていたことが分かりました」とお礼の手紙が届いたそうです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
 マーケット開発部 市場開発室  
 担当 堀江 TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店